

消費税率引き上げに伴う 各種手数料改定のご案内

2019年10月1日（火）に消費税率が**8%**から**10%**に引き上げされることに伴い、当行の商品・サービスの消費税込手数料を改定させていただきます。

※今回の手数料改定は、増税分を手数料に反映させていただくものであり、税抜手数料は変更いたしません。

消費税が課税されている手数料の例

- 振込手数料
- A T M利用手数料
- 窓口両替・現金整理手数料
- 各種融資関係手数料
- 各種証明書等発行手数料
- 各種再発行手数料
- 貸金庫利用料金
- でんさい関係手数料 等

新税率の適用基準日

振込手数料	振込指定日 ※2019年10月1日以降を振込指定日とする振込より改訂後手数料が適用されます。
各種融資関係手数料	融資実行日 ※新規融資や繰上返済等における適用基準日は、契約手続日ではなく融資実行日となります。 ※すでにお申込みのお客さまも融資実行日が2019年10月1日以降の場合は改訂後手数料が適用されます。
各種証明書等 発行手数料	証明書発行日 ※2019年10月1日以降の発行分より改訂後手数料が適用されます。 ※証明書発行が2019年10月1日以降の場合、2019年9月末までにご依頼いただいた場合でも、改訂後手数料が適用されます。
各種再発行手数料	再発行日 ※2019年10月1日以降の再発行分より改訂後手数料が適用されます。 ※再発行が2019年10月1日以降の場合、2019年9月末までにご依頼いただいた場合でも、改訂後手数料が適用されます。

ご注意

- 現在お手元にある現行の手数料（消費税率8%適用分）が表示された当行のパンフレットや説明書等につきましても、2019年10月1日以降は改訂後手数料（消費税率10%適用分）に読み替えてご利用ください。
- 手数料の詳細につきましては、手数料一覧を店頭にご用意しています。
- 手数料改定について、ご不明な点がございましたら窓口までお気軽にお問い合わせください。